

# 総代会の仕組み

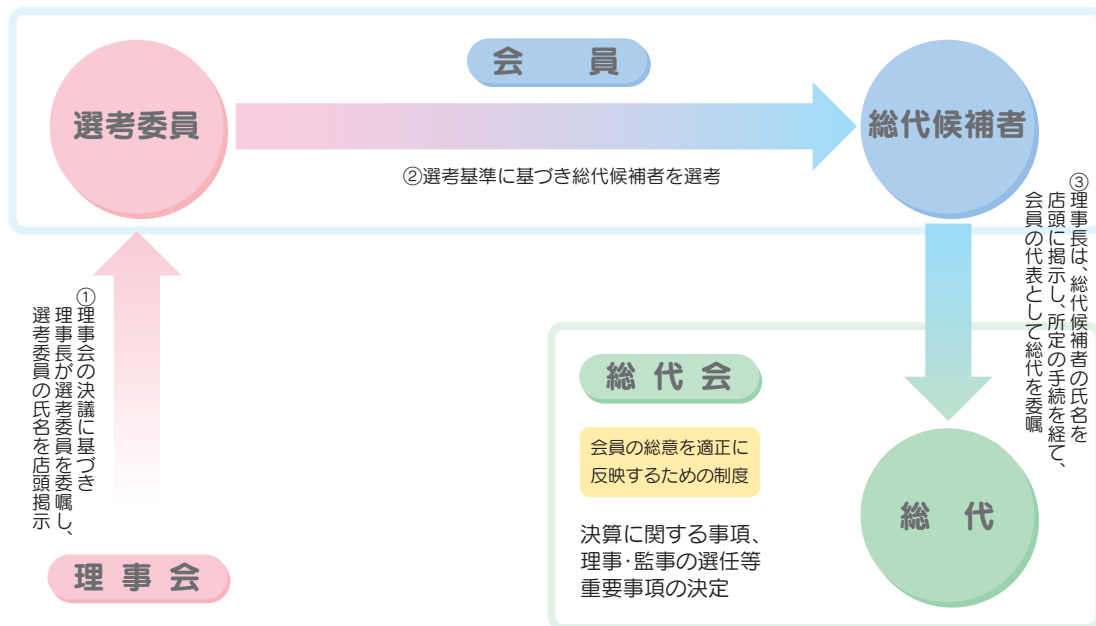
## ■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を議決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代によって運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■ 総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



## ■ 総代会の決議事項

平成18年6月21日開催の第56期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

1. 報告事項 第56期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)貸借対照表、損益計算書および附属明細書報告の件
2. 決議事項
  - 第1号議案 第56期業務報告書および剰余金処分案承認の件
  - 第2号議案 三津浜信用金庫との合併の件
  - 第3号議案 合併契約書および合併契約書付帯覚書承認の件
  - 第4号議案 合併に伴う定款の一部変更の件
  - 第5号議案 合併に伴う役員選任の件
  - 第6号議案 地区(新居浜市)に関する定款の一部変更の件
  - 第7号議案 役員の定数および任期に関する定款の一部変更の件
  - 第8号議案 「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う定款の一部変更の件
  - 第9号議案 従たる事務所(中山支店)の統合(廃止)に伴う定款の一部変更の件
  - 第10号議案 従たる事務所(古町支店)の位置変更および名称変更に伴う定款の一部変更の件
  - 第11号議案 従たる事務所(山越支店)の統合(廃止)に伴う定款の一部変更の件
  - 第12号議案 従たる事務所設置(西条支店)に伴う定款の一部変更の件
  - 第13号議案 任期満了に伴う理事改選の件
  - 第14号議案 任期満了に伴う監事改選の件
  - 第15号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



## ■ 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は100人以上150人以内で、各選任区域ごとの定数は会員数に応じて定められています。
- ・ なお、平成18年5月31日現在の総代数は118人で、会員数は41,286人です。

第1区	今治市・新居浜市・西条市・越智郡
第2区	松山市・伊予市・伊予郡・東温市・上浮穴郡
第3区	八幡浜市・大洲市・宇和島市・西予市・喜多郡・西宇和郡・北宇和郡・南宇和郡

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。  
 総代の選考は、次の3つの手続を経て選任されます。

- 1 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 2 その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- 3 その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

#### 〈総代が選任されるまでの手続〉

地区を3区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

